

公益財団法人福岡市学校給食公社ホームページバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡市学校給食公社（以下「公社」という。）のホームページ（以下「公社ホームページ」という。）へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公社ホームページ <https://www.f-gk.or.jp> で始まるホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 公社ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告の内容)

第3条 バナー広告の内容及びデザイン等については、公社ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、事務局長が審査を行うこととする。

- 2 デザイン等広告表現に関する基準は、「福岡市広告事業実施要領」及び「福岡市ネット広告表現ガイドライン」の規定に準ずるものとする。

(バナー広告の規格)

第4条 バナー広告の規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

- 2 規格外のものについては、掲載しない。

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告の掲載期間は、公社の会計年度（以下「年度」という。）を単位とする。

- 2 年度途中に掲載を開始する場合は、月を単位とし、当該年度末を掲載期間の末日とする。
- 3 掲載は特に申し出のない限り、翌年度も更新するものとする。なお、掲載停止を行う場合は、掲載期間終了の1ヶ月前までに書面により申し出を行うものとする。

(広告事業者の募集)

第6条 広告事業者の募集は、公社ホームページ等で行うものとする。

- 2 広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。
- 3 広告事業者が募集枠に満たないときは、広告掲載の案内をすることができる。

(バナー広告の申し込み)

第7条 公社ホームページへの広告掲載希望者は、公益財団法人福岡市学校給食公社ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）により公社へ申し込みをするものとする。

(バナー広告の可否の決定)

第8条 広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者にその決定の内容を公益財団法人福岡市学校給食公社ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(広告主の責任)

第9条 バナー広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。